

官 総 5 - 3
平成 24 年 3 月 5 日

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 大 橋 光 夫 様

国税庁長官官房
総務課長 刀 禰 俊 哉



東日本大震災一周年追悼式の当日における弔意表明について（依頼）

時下ますますご清祥のことと存じます。

標題のことにつきましては、東日本大震災一周年追悼式の当日（3月11日）に、別紙のとおり、哀悼の意を表するための措置について閣議了解がなされましたので、貴会におかれましても御協力をお願いいたします。

また、併せて、傘下会員の皆様へも周知いただきますようお願いいたします。

東日本大震災一周年追悼式の当日における弔意表明について

平成 24 年 2 月 24 日
閣 議 了 解

東日本大震災一周年追悼式の当日（3月11日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置をとるよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、本追悼式中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。